

令和4年第7回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年9月2日（金曜日）午前10時開議

議案上程（説明～質疑～討論～表決）

第 1 議案第36号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 2 議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案上程（説明）

第 3 議案第38号 美郷町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

第 4 議案第39号 美郷町交流センター設置条例及び美郷町交流センター使用料徴収条例の一部を改正する等の条例の制定について

第 5 議案第40号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第 6 議案第41号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

第 7 議案第42号 令和4年度美郷町一般会計補正予算第4号

第 8 議案第43号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号

第 9 議案第44号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号

第10 議案第45号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号

第11 議案第46号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号

第12 議案第47号 令和4年度美郷町水道事業会計補正予算第2号

議案審議（総括質疑～決算特別委員会付託）

第13 認定第 1号 令和3年度美郷町一般会計決算認定について

第14 認定第 2号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について

第15 認定第 3号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について

第16 認定第 4号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について

第17 認定第 5号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について

第18 認定第 6号 令和3年度美郷町水道事業会計決算認定について

第19 決算特別委員会の設置について

第20 決算特別委員会の委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
16番	森元淑雄君		

欠席議員（1名）

15番 鈴木良勝君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	奥山智佳等君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	商工観光交流課長	今野武俊君
建設課長	高橋博和君	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君
農業委員会 会長	高橋正尚君	農業委員会 事務局 局長	小田長光仁君
教育長	福田世喜君	教育推進監	武藤浩紀君
教育推進課長	佐々木寿人君	生涯学習課長	大澤修君
代表監査委員	高橋信雄君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	佐々木直樹
上席主査	高橋幸恵		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

15番鈴木良勝君から欠席の届出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

○議長（森元淑雄君） 初めに提案される議案は、代表監査委員高橋信雄氏に関係がありますので、本人の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(午前10時01分)

(午前10時01分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第1、議案第36号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案の朗読は、省略いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 高橋氏は、令和2年1月から人権擁護委員に就任され、かつての県職員としての経験を生かしながら、人権啓発活動や人権問題に積極的に携わり、熱意を持って人権擁護委員の活動をされてきておりますが、令和4年12月31日をもって任期が満了となりますので、人権擁護委員として法務大臣に推薦したく、お諮りするものです。

よろしく願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第36号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第36号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第36号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり決しました。

高橋信雄氏を入场させてください。

暫時休憩いたします。

(午前10時03分)

(午前10時03分)

○議長(森元淑雄君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第2、議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案の朗読は、省略いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長(松田知己君) 下田 亮氏は、長年にわたり教職員として、子供たちの健やかな成長に向けて広く教育に携わってきております。また、人格識見高く、広く地域の実情に通じており、人権擁護委員としての相談活動や啓蒙活動の取組に大いに期待できる方です。

そのため、下田氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したく、お諮りするものです。

よろしく申し上げます。

○議長(森元淑雄君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第37号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第37号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり決しました。

◎議案第38号の上程、説明

○議長(森元淑雄君) 日程第3、議案第38号 美郷町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(武田浩之君) 議案第38号についてご説明します。

提案理由ですが、第3次美郷町総合計画との調整を図るため、計画の一部を変更したく、提案するものです。

変更の内容は、議案24ページ以降に記載しておりますが、新旧対照表にてご説明しますので、議案資料集23ページをお願いします。

今回の変更内容ですが、計画本文の修正や計画の達成状況の評価に関する事項、事業名称の変更など、計画全体に及ぼす影響が大きい箇所について変更するものです。

初めに、資料集23ページから25ページ中段までの第1章基本的な事項に関する変更内容ですが、第3次総合計画の基本目標など、計画本文の内容について変更するものです。

次に、25ページ中段から29ページ最後のところまでですが、第2章移住、定住、地域間交流の促進、人材育成から4事業計画、令和3年度から7年度過疎地域持続的発展特別事業分に関する変更内容ですが、各章における3その他の評価指標、基準値及び目標値に関する事項や、4事業計画の事業名について、第3次総合計画の内容に合わせて変更するものです。

なお、今回の変更にあたり、県との協議を完了しており、本議会の承認をいただいた後、県を

通じて国に提出する予定です。

説明は、以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで議案第38号の説明が終わりました。

◎議案第39号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第4、議案第39号 美郷町交流センター設置条例及び美郷町交流センター使用料徴収条例の一部を改正する等の条例の制定についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大澤 修君） 議案第39号についてご説明いたします。

提案理由ですが、美郷町中央ふれあい館の老人福祉センター機能を廃止することに伴い、施設の設置根拠等を新たに定めるため、関係条例を改廃したく提案するものです。

議案32ページをお願いします。

第1条として、集会施設としての機能を有する美郷町交流センター設置条例に、美郷町北ふれあい館、美郷町南ふれあい館と同様に、美郷町中央ふれあい館を追加し、第2条として、美郷町交流センター使用料徴収条例に美郷町中央ふれあい館、各施設の使用料を定めるものです。

なお、今回の条例改廃に伴って、各部屋の名称につきましては、現在使用している名称といたしますが、廃止する浴場を除き、使用料の変更はございません。

また、34ページをお願いいたします。

第3条において、施設機能移転に伴い、美郷町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものです。

この改正条例の施行期日は、公布の日としております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで議案第39号の説明が終わりました。

◎議案第40号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第5、議案第40号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○税務課長（高橋 穰君） 議案第40号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、育児休業等に関する人事院規則が令和4年6月に改正されたことに伴い、国家公務員同様、職員の育児休業の要件等を緩和するため提案するものでございます。

改正案は、議案36ページ以降ですが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集をご覧いただきたいと思っております。

33ページ、第2条第3号のアの改正は、これまで非常勤職員の育児休業について、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了しないことが取得要件の1つになっておりましたが、これを「出生後8週間以内に育児休業を取得する場合は、子の出生日から起算して8週間と6か月を経過する日まで」と緩和するものでございます。

下段、同号イ（ア）の改正ですが、子の1歳以降の育児休業の所得を柔軟化するため、子が1歳以上1歳6か月未満の期間の途中の夫婦交代での取得を可能とするものです。

34ページ、上段（イ）は、条文の移動による形式的な修正です。

中段第2条の3第3号の改正は、非常勤職員の育児休業の対象期間は、子が1歳までですが、特別な事情の場合、1歳6か月までとする内容の条文改正です。

35ページ上段、第3号アについては、現行の規定に子が1歳以上1歳6か月未満の途中の夫婦交代での取得を可能とする条文を加えるものです。

同号イについては、前号の改正に伴う字句の訂正です。

同号エについては、1歳到達日後に育児休業をしたことがない場合、取得を可能とする要件を追加するものです。

下段第2条の4の改正は、育児休業の対象期間を2歳に達する日までとする要件について、さきに説明した第2条の3と同様の改正を行うものです。

36ページ下段から第3条の改正は、育児休業の取得回数の制限が緩和され、原則2回まで育児休業を取得できることになったことに伴い、これまで再度の育児休業の申請の際作成を求められていた育児休業等計画書について定めていた同条第5の規定を削除するものです。

また、任期を定めて採用される非常勤職員以外の職員について、非常勤職員と同様の取扱いとする内容を第7号で改正するものです。

37ページ中段、第3条の2は、改正前の第2条の項から移動による改正です。

そして、第10条第6号は、育児短時間勤務承認の申請に際し育児休業等計画書の作成がなくなったことに代わり、育児短時間勤務計画書の作成を求めるものです。

議案39ページにお戻りいただきたいと思っております。

この条例は、令和4年10月1日から施行するものです。

議案40号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで議案第40号の説明が終わりました。

◎議案第41号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第6、議案第41号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（木村英彰君） 議案第41号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、全国的に消防団員の減少が進んでおり、これによる地域防災力の低下が懸念されております。その対策の1つとして、非常勤消防団員の処遇の改善を図るものです。

また、消防団員の事情により長期間消防団活動を行うことができない場合や、勤務実績がよくない場合などに休団とすることができる規定を追加し、団員管理の適正化も図りたく、併せて提案するものでございます。

改正条文は、42、43ページに記載しておりますが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集38ページをご覧ください。

第6条に、分限により休団することができる旨を追加し、第7条には休団に関する規定を追加しております。団員からの申出による場合は3年間以内、分限による場合は2年間以内の休団とし、その間の処遇並びに復団の際の取扱いについて規定しております。

第7条追加により、第8条から第14条まで繰り下がったものです。

39ページ、第10条では、休団中の報酬は支給しない旨を追加しております。

第11条では、火災や警戒訓練などの職務に従事する場合、「費用弁償」としていたものを国の指導により「出動報酬」に改めるものです。

別表第1では、総務省消防庁が提示した報酬等の基準に基づき、記載のとおり改正いたします。

また、年度途中で休団または免職となった場合の報酬の取扱いについて、日割り計算とする旨規定しております。

別表第2では、災害出動並びに次のページ、捜索出動の場合についての改正でございます。従来「費用弁償」としておりましたが、先ほど申し上げたとおり、「出動報酬」に改めます。また、報酬額についても基準に沿う形で、「4時間未満4,000円」、「4時間以上8,000円」と改正するものです。

なお、当報酬に係る地方財源措置につきましては、総務省消防庁が提示した基準額が令和4年度より交付税措置の対象となるものでございます。

また、所得税については、消防団員の「年報酬については非課税限度額が5万円」、「出動報酬については非課税限度額が1日当たり8,000円」と改正されております。

議案集43ページにお戻り願います。

附則としまして、この条例は令和5年1月1日から施行するものです。

以上で議案第41号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで議案第41号の説明が終わりました。

◎議案第42号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第7、議案第42号 令和4年度美郷町一般会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（武田浩之君） 議案第42号についてご説明します。

今回の補正内容ですが、歳入歳出予算の総額に7億7,935万6,000円を追加する件、繰越明許費補正3件及び地方債補正4件でございます。

初めに、第2表繰越明許費補正についてご説明します。50ページをお願いします。

8款2項道路維持補修事業費は、町道パッチング工事について、その下の集落間道路整備事業費は、町道舗装補修2路線について、さらに、その下の道路維持管理事業費は、町道舗装補修工事15路線及び側溝改修工事について、それぞれ工事発注及び施工時期の平準化を図るため、翌年度に繰越すものでございます。

次に、51ページ、第3表地方債補正についてご説明します。

合併特例債、過疎対策事業債、緊急防災減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債をについて、それぞれ充当する事業費の増減等に伴い限度額を変更するものです。

詳細につきましては、歳入にてご説明します。

それでは、歳入から順にご説明しますので、56、57ページをお願いします。

2款3項1目森林環境譲与税ですが、今年度の交付見込みによる増額でございます。

次に、10款1項1目地方交付税ですが、今回の補正財源の一部として充当するものです。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、14款1項2目衛生費国庫負担金の1節新型コロナウ

イルスワクチン接種対策費負担金は、秋以降のワクチン接種に当たり、集団接種での医師等への謝金等に充当するものでございます。

○**住民生活課長（木村英彰君）** 2項1目1節総務費補助金の個人番号カード交付事業補助金ですが、個人番号カード取得率向上を図るため、町内事業所訪問による一括申請及び大型店舗での申請窓口の開設に係る経費の国庫補助でございませう。

○**企画財政課長（武田浩之君）** その下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、既に交付決定のあった留保分を計上するものです。

今回補正する交付金は、製造業と事業継続支援事業や学校給食食材高騰への対応に充当するもので、詳細につきましては、歳出にてご説明します。

○**教育推進課長（佐々木寿人君）** 2目民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金並びに15款2項2目民生費県補助金の放課後児童健全育成事業費補助金ですが、放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策に係る国県の補助金であり、それぞれ事業費の3分の1の交付率でございませう。

事業内容につきましては、歳出でご説明いたします。

○**福祉保健課長（高橋 勉君）** 続きまして、3目衛生費国庫補助金の2節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、秋以降のワクチン接種に当たり、集団接種に従事する職員の時間外手当や接種会場の運営費等に充当するものでございませう。

○**建設課長（高橋博和君）** 続きまして、4目土木費国庫補助金2節ですが、町内の住宅に対する耐震診断について、国交付金の増額を計上しております。

○**副町長（本間和彦君）** 続きまして、15款2項4目農林水産業費県補助金でございませうが、1節の農地情報収集等業務効率化支援事業費補助金は、農業委員会のタブレット端末導入に要する経費に対する県補助金でございませう。

詳細につきましては、歳出でご説明いたします。

2節の園芸用燃油高騰緊急支援事業費補助金は、燃油高騰により大きな影響を受ける施設園芸等、農業者の負担軽減を図るため燃油の節減や生産性向上に向けた取組を支援する県補助金で、補助率2分の1でございませう。

3節の中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等における多面的機能増進と耕作放棄地等の防止を図るために取り組んでいる団体への活動助成でございませうが、新規認定団体につきまして、当初見込みよりも協定面積が増えたことによる交付金の増で、補助率は国県合わせて4分の3でございませう。

4節の森林病虫害等防除対策事業費補助金は、町の森林等防除対策事業の財源として100%当該県補助金を見込んでおりましたが、県からの内示により減額するものでございます。

なお、不足分については、森林環境譲与税及び基金繰入れ等での対応を予定してございます。

○建設課長（高橋博和君） 5目土木費県補助金1節でございますが、町内の住宅に対する耐震診断について県補助金の増額を計上しております。

○副町長（本間和彦君） 58ページ、59ページをお願いいたします。

続きまして、18款1項5目森林環境保全基金繰入金は、ただいま説明いたしました防除対策事業費の県補助金の減額の対応として本基金を繰り入れるものでございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 19款繰越金ですが、令和3年度決算額の確定によるものです。

次に、21款1項町債でございます。1目総務費ですが、2節移住定住推進事業債は、美郷暮らし促進奨励金の実績による減額でございます。

3目土木債ですが、1節道路新設改良事業債の合併特例債は、舗装補修工事3路線及び除雪ドーザー2台の購入に要する財源として予定していたものを緊急自然災害防止対策事業債へ組替えることによる減額でございます。

また、緊急自然災害防止対策事業債は、先ほどの合併特例債からの組替え分に加え、舗装補修工事17路線と側溝改修工事に係る追加分でございます。

4目消防債ですが、1節消防施設整備事業債は、防火水槽設置工事の増加に伴う追加分でございます。

6目農林水産業債ですが、3節畜産施設整備事業債は、堆肥センター事業の増額に伴う追加分でございます。

歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明します。

○総務課長（高橋 穰君） 初めに、特別職及び会計年度任用職員を含む職員人件費について、一括してご説明いたします。

今回の人件費関連の補正でございますが、扶養認定や住居変更に伴う各手当、共済費の増額、新型コロナウイルスワクチンの秋以降の接種に伴う時間外勤務手当、除雪従事会計年度任用職員の報酬、消防団員の報酬の増額が主なものでございます。

議案76ページからの給与明細書をご覧ください。

初めに、1特別職でございます。報酬738万4,000円の増額は、消防団員の報酬増額でございます。

次に、77ページ、2一般職でございます。内訳ですが、中段のア、会計年度任用職員以外の職員の職員手当が1,762万5,000円の増、共済費が8万3,000円の増でございます。職員手当の内訳は、1つ下の表に掲載してございますが、時間外勤務手当と管理職特別勤務手当は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴うもので、それ以外は職員の扶養認定や住居変更に伴う増額でございます。

ページ下段のイ、会計年度任用職員の報酬207万7,000円の増額は、短時間勤務である除雪作業員の給料と時間外勤務手当、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う短時間勤務職員の時間外勤務手当の増額でございます。

人件費の説明は以上でございますので、以降、各款項目の1節から4節の説明は省略させていただきますが、新型コロナウイルスワクチン接種、除雪従事会計年度任用職員、消防団員に関する人件費につきましては、改めて担当課でご説明いたします。

それでは、それ以外の歳出について、順次説明してまいります。

60、61ページにお戻り願います。

2款1項1目一般管理費の10節光熱水費は、役場庁舎の電気料金に不足が見込まれるため増額するものでございます。電気料金につきましては、今年に入ってから段階的に値上がりが続いており、4月から7月までの実績は前年度比の2割から3割増しとなっております。従いまして、同様の理由により、各公共施設の電気料金について増額補正計上しておりますので、以降施設名称のみ説明させていただきます。

○企画財政課長（武田浩之君） 次に、11節手数料ですが、本年11月から設置を予定している窓口キャッシュレス端末利用に係るキャッシュレス決済手数料で、前年度の申請等の実績を基に計上しております。キャッシュレス端末につきましては、役場庁舎の3か所の窓口、各出張所及び総合体育館リリオスに設置を予定しており、同様の予算を2款3項1目戸籍住民基本台帳費に9,000円、4款1項3目環境衛生費に1,000円、10款4項1目社会教育総務費に2,000円、5項1目保健体育総務費に2万円を計上しておりますので、以降の説明を省略させていただきます。

○総務課長（高橋 穰君） その下、12節設計業務委託料は、役場庁舎の照明LED化整備のための設計業務委託料でございます。第3次美郷町総合計画における重点施策「脱炭素化の強化」の事業の1つとして、公共施設照明LED化推進事業を掲げており、計画的に公共施設のLED化を進めるもので、令和5年度の役場庁舎の工事に向け設計を委託するものでございます。

1目一般管理費の説明は以上でございます。

次に、2目行政推進費10節修繕料ですが、7か所のコミュニティセンターの修繕料に不足が見込まれるため増額するものでございます。

12節設計業務委託料ですが、現在金沢西根コミュニティセンターの外壁及び屋根部分の改修工事を発注してございますが、先日以来の雨で今回改修対象外部分である体育館に雨漏りが生じたことから、確認した結果、体育館の屋根部分の腐食を確認いたしました。早急の改修を要することから、設計委託料を追加するとともに、14節ではその工事費を増額するものでございます。

2目行政推進費の説明は以上です。

次に、5目財産管理費でございます。10節光熱水費は、旧中央行政センターの電気料です。

12節施設管理委託料は、美郷福祉センターの敷地の樹木が県道にせり出しているため、剪定するものです。その下、登記事務委託料は、旧あらしな公園について、一部道路敷と分筆を要する箇所があり、その事務委託料を増額するものでございます。

5目財産管理費の説明は以上でございます。

○**商工観光交流課長（今野武俊君）** 6目企画費ですが、18節の美郷暮らし促進奨励金につきましては、交付手続が終了したことにより減額するものです。申請件数は36件です。

6目の説明は以上です。

○**企画財政課長（武田浩之君）** 続きまして、7目電子計算費12節の電算保守委託料ですが、今年度インターネット仮想サーバーの更新を予定しておりますが、半導体不足の影響による納期の遅れが見込まれ、現行の情報セキュリティ強化システム保守の延長が必要となることによる増額分でございます。その下の電算機器類設定委託料ですが、17節の備品購入費で予算措置していたマイナンバーシステム用のファイアーウォール機器について、設定費と合わせて一括発注したく、予算の組替えをするものです。

13節の電算システム使用料ですが、キャッシュレス端末のPOSシステム使用料でございます。

18節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金ですが、財務会計システムの改修に伴う追加分でございます。

7目の説明は以上でございます。

○**住民生活課長（木村英彰君）** 続きまして、9目防犯対策費の10節の光熱水費は、防犯灯の電気料でございます。修繕料は、防犯灯の修繕に係るもので、6月3日発生の落雷により13基が被害を受けたところであり、こちらにつきましては、修繕を完了しております。今後の適正管理のため、9基分の修繕料を追加するものでございます。

1項の説明は以上でございます。

次のページ、62、63ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費の10節消耗品費は、個人番号カード申請促進に係る用品の購入費

でございます。

12節の電算処理委託料ですが、住民基本台帳ネットワークシステムのシステム改修に伴いメモリー容量の増設が必要となることから、かかる費用を補正するものでございます。

下段の個人番号カード申請促進業務委託料ですが、現在町役場で申請受付しておりますが、町内事業者の従業員などを対象に一括申請できるよう、こちらから出向き、申請手続を行える体制を取ります。また、一般住民の方については、申請のしやすさを考慮し、大型ショッピングセンター内に常設の窓口を開設するものです。開設時間は、午前9時から午後8時まで、土曜日曜を含む毎日とし、令和5年3月31日まで行い、取得率の向上を図ります。

これらに係る費用につきましては、全額国庫補助金の対象となるものです。

17節の備品購入費ですが、年度末に始まる住民票などをコンビニ交付できることにつきまして、管理する端末が増えるため、専用デスクを購入するものです。

○生涯学習課長（大澤 修君） 3款1項3目高齢者福祉費ですが、中央ふれあい館に関する補正でございます。

10節燃料費及び修繕料、11節水質検査手数料については、浴場廃止に伴う減額補正で、12節施設管理委託料につきましては、浴場ボイラーのオイル等撤去作業に要する経費の増額補正でございます。

また、10節光熱水費につきましては、電気料金高騰により不足が見込まれますので、増額補正するものです。

3款1項の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 2項3目児童福祉施設費でございますが、10節光熱水費につきましては、六郷わくわく園並びに仙南すこやか園の電気料、修繕料につきましては、3地区こども園の施設等修繕予算に不足が見込まれることから増額するものでございます。

○建設課長（高橋博和君） 3款2項3目12節委託料ですけれども、長岡森児童公園の樹木の枝剪定、天神堂児童公園の不陸整正のほか、各児童公園にて病虫害防除作業を行いたく、増額計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 4目子育て支援費でございますが、10節消耗品費につきましては、放課後児童クラブにおいて利用児童や支援員の新型コロナウイルス感染状況に応じたクラブ運営に要する抗原検査キットの不足が見込まれることから、増額するものでございます。

なお、財源として、国県の補助金それぞれ3分の1を充当してございます。

11節通信運搬費ですが、放課後児童クラブの利用児童保護者への連絡に使用している固定電話

について、電話料金に不足が見込まれることから増額するものでございます。

3 款の説明は以上でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、4 款 1 項 1 目保健衛生総務費の10節光熱水費は、保健センターの電気料でございます。

続きまして、2 目予防費の 1 節報酬及び64ページ、65ページの 3 節職員手当等は、新型コロナワクチン接種業務に係るもので、これまでの実績を基に秋以降の集団接種事業等に必要な額を見積り、増額計上するものでございます。

7 節報償金は、秋以降のコロナワクチン接種に当たり、医師や看護師等への謝金につきまして、今後の予算執行に不足が見込まれるため、計上するものでございます。

10節消耗品費及び燃料費、その下の11節通信運搬費は、コロナワクチン接種に係るもので、今後の予算に不足が見込まれるため増額するものでございます。

12節事務事業委託料は、秋以降のワクチン接種に当たり、コールセンター業務や会場設営業務等、委託料に予算の不足が見込まれるため計上するものでございます。

17節事務用椅子は、コロナ対策推進室内の事務用椅子 5 脚分でございます。

22節新型コロナウイルスワクチン接種対策費返還金は、令和 3 年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で、医師や看護師等への謝金等の財源となるものです。国からは、接種者数に応じて一律に交付されるため、支払い実績額よりも多く、返還が生じたため計上するものでございます。

2 目の説明は以上です。

○農業委員会事務局長（小田長光仁君） 次の 6 款 1 項 1 目農業委員会費ですが、本年 5 月 20 日に成立した改正農業経営基盤強化促進法により、市町村は10年後に目指すべき農地利用の姿を地図に表示した目標地図を含む地域計画を作成することとされ、目標地図の素案は、農業委員会が作成することとされたところです。

素案作成に当たっては、農地の出し手、受け手の意向を把握し、地図上に表示した現状地図の作成が必要であり、最新情報を反映した現状地図を作成するために農業委員がタブレット端末を活用して情報を迅速かつ効率的に収集することが極めて有効とされております。

また一方では、毎年実施しております農地パトロールについては、その結果を現場で入力できるなど、効率的な実施が可能となることから、全額国庫補助でのタブレット端末の導入が可能となりました。

こうしたことから、17節備品購入費でタブレット端末 2 台の購入費用を、11節役務費で 2 台分

の通信料を、13節使用料及び賃借料で万が一紛失した場合のセキュリティー対策ツールの利用料を新たに計上するものです。

1目農業委員会費の説明は以上です。

○副町長（本間和彦君） 続きまして、3目農業振興費の17節備品購入費は、薬用植物の収穫に使用する機器の購入費確定に伴う減額でございます。

その下の18節園芸用燃油高騰緊急支援事業補助金は、先ほど歳入で説明をいたしました県事業の歳出予算でございまして、ヒートポンプエアコンや保温被服資材などの導入5件分でございます。

次に、6目畜産業費は、町内畜産農家の飼育する種牛が来月6日から鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会に県代表として選出されたことによるものでございまして、8節は、同共進会に出品する畜産農家をサポートする町職員1名分の旅費でございます。

また、18節の下段は、当該畜産農家に対し、同共進会出品に係る経営支援を目的とした町単独の補助金でございます。

18節の上段は、秋田県農業公社が実施している畜産環境総合整備事業に対する負担金の増額でございまして、町の堆肥センター敷地内に建設を進めております関連施設の資材単価等の高騰によるものでございまして、増加見込額の2分の1負担でございます。

○建設課長（高橋博和君） 続きまして、7目農村整備費12節ですが、農村公園3か所の樹木の枝剪定業務のほか、各農村公園にて病虫害防除作業を行いたく増額計上しております。

○副町長（本間和彦君） 同じく、下段の調査委託料は、六郷東根地区に設置されてございます関田円形分水工及び飯詰円形分水工の調査測量業務委託料でございます。

町は、現在同施設の国登録有形文化財の登録に向けて準備を進めておりまして、その申請に係る必要書類作成のためでございます。2施設分で75万円を見込んでございまして、既存関連予算の不足分でございます。

18節中山間地域等直接支払交付金は、先ほど歳入で説明いたしました新規認定団体の協定面積の増に伴う交付金の増分でございます。

○建設課長（高橋博和君） 27節ですが、農業集落排水事業特別会計の決算による繰越金の確定や同特別会計における事業費の増額に伴い増額計上しております。

○副町長（本間和彦君） 66ページ、67ページをお願いいたします。

続きまして、同じく2項1目林業費は、市町村森林経営管理業務における間伐業務におきまして、労務単価の増などの理由から予算を追加するものでございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君）　続きます、7款1項2目商工振興費ですが、18節のうち起業者総合支援事業補助金につきましては、当初予算にて1件分の予算を計上しておりましたが、7月に2件目の補助金申請がありましたので、追加で必要となる金額を計上するものでございます。

製造業等事業継続支援金につきましては、エネルギー価格高騰の影響を大きく受けている製造業者に支援金を交付することによって経営への影響を緩和するとともに、地域経済や雇用に大きな役割を担う製造業者の事業継続を支援したいと考え、予算計上するものでございます。

支援金につきましては、補助対象を燃油代等の高騰分及び高圧電気料金の高騰分とし、補助率を2分の1、1事業者当たりの上限額は30万円に設定いたします。

支援の対象とする期間は、4月から9月までの6か月間といたします。

続きます、3目観光費ですが、12節の施設管理委託料は、各施設の樹木の伐採や伸びた枝の刈り払い等に係る経費につきまして、今後不足が見込まれるため、例年の状況を踏まえまして今後必要と見込まれる金額を計上するものでございます。

14節の観光看板等解体工事につきましては、県道11号角館六郷線と丸子川が交差する鞠子川橋のたもとにあります観光モニュメントが老朽化をしております、危険な状態にあることから、その解体撤去に必要となる費用を計上するものでございます。

7款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和君）　8款1項1目土木総務費についてですが、1節、4節、8節の人件費の増額計上は、直営の除雪作業員の増員に伴うものであります。

10節は、六郷地区の地下水位計の電気料です。

続いて、2項1目道路橋梁総務費についてですが、8節は道路整備期成同盟会における要望活動増加に伴い増額計上しております。

2目道路維持費についてですが、10節は、燃料費と電気料金は高騰に伴う増額、修繕費については、現在除雪車両の法定点検整備を進めておりますが、これに伴う補修費用がかさんでおります、今後除雪シーズン中の修繕費用に不足が生ずるおそれがあることから増額計上しております。

12節は、街路樹等の枝木剪定を行いたく増額、14節は、除雪時の支障となるマンホール周りの段差解消や、雪解け後に多く発生する道路上の穴の補修を速やかに行いたく、増額計上しております。

3目道路新設改良費についてですが、12節は詳細設計を2路線、14節は側溝改修等を5件、舗

装補修21路線を計上しております。

なお、国では建設工事における施工時期の平準化を推進しており、当町においても年度の切り替わり時期であっても平均的な作業量で施工ができるよう、本目のうち舗装15路線等について繰越しとして計上しております。

続いて、68、69ページをお願いいたします。

3項1目河川総務費についてですが、14節は準用河川菩提沢川とその他河川小金清水川について、一部改修費用を計上しております。

続いて、5項1目下水道費についてですが、27節は下水道事業特別会計の決算による繰越金の確定等に伴い減額の計上をしております。

続いて、6項1目住宅管理費についてですが、10節は公営住宅の電気料金の増額のほか、一般的な修繕費用について増額計上、12節は町内の住宅に対する耐震診断を募集して実施しているところですが、応募件数が増加したため増額計上しております。

14節は、公営住宅設備の老朽化に伴う改修工事費用を計上しております。

8款の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きます、9款1項2目非常備消防費1節報酬ですが、議案第41号でご説明したとおり、消防団員の処遇改善として報酬額の改定を行いたく、これに伴う増額でございます。出勤報酬につきましては、従来8節にあります費用弁償にて支出しておりましたが、消防庁の指導により組み替えるものでございます。金額の差額は、議案第41号でご説明したとおり、報酬改定によるものです。

8節の普通旅費でございますが、本年11月に徳島県で開催される全国女性消防団員活性化徳島大会に町消防団より女性団員1名を参加させたく、掛かる費用をお願いいたします。町では、これを契機に意欲のある女性の消防団への加入促進を進めてまいります。

次の4目災害対策費10節は、防災無線に係る電気料でございます。

18節危険空き家等解体費補助金ですが、当初予算で7棟、7月補正で6棟分の予算をいただいておりますが、お盆の帰省に合わせ解体に関する問合せが増加し、降雪前に解体したい意向の空き家管理者からの申込みが続き、3棟分の追加をお願いするものでございます。

目消防施設費10節は、消防ポンプ庫に係る電気料でございます。

次のページ、70、71ページをお願いいたします。

14節の防火水槽設置工事ですが、六郷熊野地区に設置予定の1基について、資材高騰となっていることによる増額でございます。

17節の備品購入費につきましては、本年5月発生の大規模火災の反省を受けての対応でございます。反省点としまして、用水路などからの効率的、安定的な取水が課題とされ、これの対応としまして、水深5センチ以上あれば取水のできる機能のある小型動力ポンプ用集水器を28基購入し、ポンプ積載車全車に配備いたします。

また、夜間の消火活動では、照明不足が指摘されたところであり、この対策として、明るさ750ルーメン、点灯時間約10時間の充電式LEDライトを4基購入し、住民生活課が管理いたします。

災害発生時は、町職員が持参して設営することにより、照明を確保するものでございます。

以上で9款の説明を終わります。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 10款1項2目事務局費でございますが、22節子育て世帯等臨時特別支援事業費返還金並びに子育て世帯等臨時特別支援事務費返還金につきましては、令和3年度に0歳から18歳の児童等を対象に10万円を給付いたしました子育て世帯への臨時特別給付金に係る国庫補助金の交付額が確定したことによる返還金でございます。

3目教育助成費でございますが、町外に在住の大学生等に町特産品を贈呈し、学生生活を支援する大学生等応援事業の完了に伴う減額でございます。

2項1目学校管理費でございますが、光熱水費につきましては3小学校の電気料、修繕料につきましては、千畑小学校の施設等修繕予算に不足が見込まれることから増額するものでございます。

3項1目学校管理費の光熱水費でございますが、中学校の電気料でございます。

○生涯学習課長（大澤 修君） 4項1目社会教育総務費ですが、11節キャッシュレス決済手数料を除き、7節報償金から72、73ページの13節著作権料までとなりますが、芸術文化推進事業において、より効果的に施策を推進するため、10月29日から11月27日まで予定しております美郷町学友館特別展「美郷の画家三人展」の際に、フルート奏者2名によるギャラリーコンサートを開催したく、関連経費を増額補正するものでございます。

なお、開催日は11月上旬とし、時間を替えての2回講演を計画しております。

続きまして、3目文化財保護費12節調査委託料及び発掘作業委託料ですが、太田南部圃場整備の千畑地区分について追加の試掘調査を行うための重機運転業務及びシルバー人材センターへの発掘作業員委託に要する増額補正でございます。

同じく、12節伐採業務委託料ですが、旧郷土資料館建物の支障木並びに樹勢の衰えている桜の木の剪定処理、また、一丈木遺跡への進入路の路盤整備に支障のある樹木の伐採に要する経費を増額補正するものです。

4目社会教育施設費10節光熱水費ですが、美郷町公民館、北ふれあい館、南ふれあい館の電気料を増額補正するものです。

12節調査委託料ですが、美郷中学校の旧セミナーハウスの建物を文化財収蔵庫等として活用するため、改修工事の実設計業務を発注しておりますが、改修工事における石綿対策の規制が強化され、工事対象となる部材の石綿の有無について事前調査が義務づけられたため、その調査に要する経費の増額補正です。

5項2目保健体育施設費10節光熱水費ですが、美郷町総合体育館、中央体育館の電気料を増額補正するものです。

次の修繕料ですが、美郷町総合体育館の消防設備及び除雪機、町野球場の乗用草刈機、プールパークの冬囲い、自転車競技場のソールラバーマット等の修繕のほか、今後の小破修繕を含め、不足が見込まれますので、増額補正をするものです。

14節施設整備改修工事ですが、南体育館前の消雪について、点検の結果、ポンプ老朽化により揚水量が低下している状況にあるため、ポンプ交換に要する経費を増額補正するものです。

2目の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3目学校給食費でございますが、10節燃料費につきましては、北給食センターのボイラーや空調に要する灯油代の燃料費高騰により、予算に不足が見込まれるため増額、光熱水費につきましては、北並びに南給食センターの電気料でございます。給食材料費ですが、主な給食用物資の食材について令和3年度と比較したところ、約8%上昇しており、今後の変動対応も考慮して、1食当たり13%の増額、小学校給食で36円、中学校給食で40円相当の食材高騰に係る給食材料費の増額を計上するものでございます。

17節給食用備品ですが、老朽化により持ち手に不具合がある炊飯釜5個の購入予算を計上するものでございます。

10款の説明は以上でございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きます、12款公債費ですが、前年度繰越金によりプライマリーバランス確保のため繰上償還を計上するものでございます。

次に、14款予備費ですが、今後の災害発生や施設修繕等、緊急時に対応するため増額するものでございます。

なお、現時点の予備費充用済額は1,047万9,000円でございます。

議案第42号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで議案第42号の説明が終わりました。

説明途中ですが、ここで10分間休憩します。

(午前10時58分)

(午前11時06分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第43号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第8、議案第43号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第43号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ759万2,000円を追加するものでございます。歳入からご説明いたしますので、議案88、89ページをお願いいたします。

7款1項1目の繰越金は、前年度繰越金の額が確定しましたので、増額計上するものでございます。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出につきましてご説明いたします。90、91ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の12節電算システム改修業務委託料は、国保ラインシステムの改修業務で、未就学児均等割軽減制度に対応するものでございます。

18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、国民健康保険システムの改修に係るもので、未就学児均等割軽減制度に対応するものでございます。

9款1項1目の予備費ですが、補正調整額です。

議案第43号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで議案第43号の説明が終わりました。

◎議案第44号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第9、議案第44号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第44号につきまして説明いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ59万7,000円を追加するものです。

100、101ページをお開きください。

歳入、4款1項1目一般会計繰入金につきまして、繰越額の確定により一般会計繰入金を減額するものです。

5款1項1目繰越金につきまして、繰越額の確定により計上するものです。

歳入は以上です。

次のページ、102、103ページをお開きください。

歳出、1款2項1目10節の光熱水費は、昨今の電気料金の変動に伴い増額するものです。

以上で議案第44号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで議案第44号の説明が終わりました。

◎議案第45号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第10、議案第45号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第45号につきまして説明いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,231万8,000円を追加するものです。

112、113ページをお開きください。

歳入、3款1項1目一般会計繰入金につきまして、繰越額の確定及び歳出事業費の増に伴い、一般会計繰入金を増額するものです。

4款1項1目繰越金につきまして、繰越額の確定により計上するものです。

歳入は以上です。

次のページ、114、115ページをお開きください。

歳出、1款2項1目11節光熱水費は、昨今の電気料金の変動に伴い増額計上を、修繕料については、突発的な機器の故障などに備えるため増額計上しております。14節の機械器具設備工事では、本堂地区処理場の装置に故障が生じ、安定した汚水浄化を行うため、機器の改修を行いたく工事費を計上しております。

以上で議案第45号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで議案第45号の説明が終わりました。

◎議案第46号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第11、議案第46号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第46号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万3,000円を追加するものでございます。

歳入からご説明いたしますので、124、125ページをお願いいたします。

4款1項1目の繰越金は、前年度繰越金の額が確定しましたので増額計上するものでございます。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出につきましてご説明いたします。126、127ページをお願いいたします。

4款1項1目の予備費ですが、補正調整額でございます。

議案第46号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで議案第46号の説明が終わりました。

◎議案第47号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第12、議案第47号 令和4年度美郷町水道事業会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第47号につきましてご説明いたします。

初めに、第2条収益的支出について、第1款事業費用を561万円増額し、3億8,666万1,000円とするものでございます。

136、137ページをお開きください。

収益的支出1款1項1目について、修繕費は、漏水時や機器故障時などに対応するための修繕費用の増額、動力費は昨今の電気料金の変動に伴い増額するものです。

以上で議案第47号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで議案第47号の説明が終わりました。

◎認定第1号の総括質疑

○議長（森元淑雄君） 日程第13、認定第1号 令和3年度美郷町一般会計決算認定についてを議題といたします。

あらかじめ申し上げますが、令和3年度一般会計・特別会計及び水道事業会計決算は、いずれも決算特別委員会を設置し、付託する予定ですので、質疑は各会計とも全体を通じた総括的、大局的な質疑としてください。

それでは、説明が終わっておりますので、令和3年度美郷町一般会計決算の総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。これで認定第1号 令和3年度美郷町一般会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第2号の総括質疑

○議長（森元淑雄君） 日程第14、認定第2号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第3号の総括質疑

○議長（森元淑雄君） 日程第15、認定第3号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。8番、伊藤

議員。

○8番（伊藤福章君） 歳入歳出見ても、約45%以上というか、そういうふうなあれが持ち出しさ
れております。

今後もこのような姿勢で臨まれるのか、町長の所見を伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

下水道事業特別会計において歳入歳出のバランスを取るという部分では、加入率の向上が非常
に重要な要素となります。これまで町では、加入率向上に向けて各般の取組を進めてまいりまし
た。

今後ともその加入促進に努め、それによって一般会計からの繰入金の圧縮に努めたいというふ
うに考えております。以上です。

○議長（森元淑雄君） よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで質疑を終わります。

これで認定第3号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第4号の総括質疑

○議長（森元淑雄君） 日程第16、認定第4号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算
認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についての質疑を終
わります。

◎認定第5号の総括質疑

○議長（森元淑雄君） 日程第17、認定第5号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認

定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これで認定第5号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第6号の総括質疑

○議長(森元淑雄君) 日程第18、認定第6号 令和3年度美郷町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これで認定第6号 令和3年度美郷町水道事業会計決算認定についての質疑を終わります。
以上で総括質疑を終わります。

◎決算特別委員会の設置について、認定第1号から第6号までの特別委員会付託

○議長(森元淑雄君) 日程第19、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。認定第1号から認定第6号までは、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

◎決算特別委員会の委員の選任について

○議長(森元淑雄君) 日程第20、決算特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩します。

(午前11時20分)

(午前11時21分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任については、美郷町議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり、14人を選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会委員はただいまお諮りしたとおり選任されました。

暫時休憩いたします。

(午前11時22分)

(午前11時22分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

報告いたします。美郷町議会委員会条例第10条の規定により、決算特別委員会委員長に7番、深澤 均君、副委員長に2番、村田 薫君が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月12日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時24分)